



子発第837号
 教委教児発第979号
 令和4年6月9日

草津市情報公開・個人情報保護審議会
 会長 中谷 実 様

実施機関名 草津市長 橋川 涉
 (子ども家庭・若者課)

草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也
 (児童生徒支援課)



個人情報の取扱いに関する意見について (諮問)

草津市個人情報保護条例 (第7条第3項、第10条第2項) の規定に基づき審議会の意見を聴くことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 本人以外の収集について (条例第7条第1項第6号関係)

事務の内容	「児童生徒の健全育成にかかる県と市町の連携に関する協定」に基づく情報の収集	
本人以外から収集する理由	県立学校へ進学した児童生徒 (入学予定者および中途退学した者等を含む。)のうち、特別な支援を必要とする者が切れ目のない支援を受けられるようにするため。	
収集する保有個人情報の内容	対象児童生徒の健全育成および将来の社会的自立へ向けた切れ目のない支援に資するために必要なもの ①対象児童生徒の住所、氏名、年齢、性別、学校名、学年、事案の概要および関連する心身の状況 ②対象児童生徒の交友関係や家庭の状況等表出している課題の背景や要因につながるもの ③対象児童生徒に関わりのある県立学校での配慮事項や功を奏した支援方法等、適切な継続的支援につながるもの	
収集先	草津市	滋賀県立学校、滋賀県、滋賀県教育委員会、草津市教育委員会
	草津市教育委員会	滋賀県立学校、滋賀県、滋賀県教育委員会、草津市
主管課等	子ども家庭・若者課、児童生徒支援課	

2 目的外利用および外部提供について (条例第10条第1項第7号)

事務の内容	「児童生徒の健全育成にかかる県と市町の連携に関する協定」に基づく情報の外部提供	
目的外利用・外部提供の目的	県立学校へ進学した児童生徒 (入学予定者および中途退学した者等を含む。)のうち、特別な支援を必要とする者が切れ目のない支援を受けられるようにするため。	
目的外利用・外部提供する保有個人情報の内容	対象児童生徒の健全育成および将来の社会的自立へ向けた切れ目のない支援に資するために必要なもの ①対象児童生徒の住所、氏名、年齢、性別、学校名、学年、事案の概要および関連する心身の状況 ②対象児童生徒の交友関係や家庭の状況等表出している課題の背景や要因につながるもの ③対象児童生徒に関わりのある市立学校での配慮事項や功を奏した支援方法等、適切な継続的支援につながるもの	
目的外利用・外部提供先	草津市	滋賀県立学校、滋賀県、滋賀県教育委員会、草津市教育委員会
	草津市教育委員会	滋賀県立学校、滋賀県、滋賀県教育委員会、草津市

主管課等	子ども家庭・若者課、児童生徒支援課
提供先に対する措置	提供先の地方自治体における個人情報保護条例に基づく取扱いを要求する。